

第22期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年7月30日（金曜日）
午前10時

開催
場所

東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 2階
ロイヤルクリスタル

決議
事項

第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限

2021年7月29日（木曜日）午後5時30分

目次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
事業報告	9
計算書類	22
監査報告	24
株主総会会場ご案内図	末尾



招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3329/>



【ご出席を予定または検討されている株主様】

新型コロナウイルスの感染が続いております。多くの株主様が集まる株主総会は集団感染のリスクがあるため、ご出席の自粛をご検討いただき、郵送またはインターネットによる議決権行使を是非ともお願い申し上げます。

東和フードサービス株式会社

証券コード：3329



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な状況におられる皆様に心よりお見舞い申し上げます。

ここに第22期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）の株主総会招集ご通知をお届けいたします。コロナ禍におきましては、外食産業も大きな影響を受けましたが、私たちは与えられた条件・ルールの中で持続的な成長を果たすことが使命であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月12日
代表取締役社長CEO
岸野 誠人

第22期定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 2021年7月30日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
**ホテル ルポール麹町
2階ロイヤルクリスタル**

3. 目的事項

報告事項

第22期（2020年5月1日から2021年4月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2021年7月29日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症の影響により、当会場が利用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には当社ウェブサイトにてご案内を致しますので、株主総会当日にご来場をお考えの株主様は、本株主総会前日にあらかじめウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト（<https://www.towafood-net.co.jp/>）

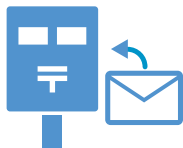
株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員および運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止のための必要な対応（株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くだ

さいますようお願い申し上げます。

- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産および株主控室のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎総会当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①財産および損益の状況の推移
 - ②主要な事業内容（2021年4月30日現在）
 - ③主要な事業所（2021年4月30日現在）
 - ④主要な借入先（2021年4月30日現在）
 - ⑤従業員の状況（2021年4月30日現在）
 - ⑥会社の株式に関する事項（議決権基準日：2021年5月31日現在）
 - ⑦会社の新株予約権等に関する事項
 - ⑧会社の体制および方針
 - ⑨株主資本等変動計算書
 - ⑩個別注記表
- なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
- ◎株主総会決議ご通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様に認められる株主全体の意思決定に関する重要な権利です。株主総会参考書類をご参照のうえ、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付下さい。

行使期限 2021年7月29日（木曜日）午後5時30分までに到着



電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき議決権をご行使下さい。ご不明な点がございましたら、次頁「4. お問い合わせ先」に記載のみずほ信託銀行 証券代行部へお問い合わせ下さい。

行使期限 2021年7月29日（木曜日）午後5時30分まで



株主総会への出席による議決権の行使

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。

開催日時 2021年7月30日（金曜日）午前10時開会

- 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
- 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知下さいますようお願い申し上げます。
- 書面による議決権の行使において、議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効なものいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限

2021年7月29日（木曜日）午後5時30分まで

1. 「スマート行使」による方法

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力下さい（ID・パスワードのご入力不要です）。
- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

2. ID・パスワード入力による方法

- 1 「議決権行使ウェブサイト」（下記 URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力下さい。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 3 パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- 4 パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続き下さい。

3. ご注意

- 1 行使期限は 2021 年 7 月 29 日（木曜日）午後 5 時 30 分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- 2 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記 2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- 3 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 4 インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 5 インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせ下さい。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

 0120-768-524（平日 9：00～21：00）

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用下さい



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン QR コード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは **1 回に限り** 議決権を行使できます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

現任取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番 号

1

岸 野 誠 人

(1977年10月13日生)

所有する当社の株式数
790,800株

再 任

在任年数 5年

取締役会出席回数
13回 / 13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年5月 東和産業株式会社取締役
2006年5月 誠香インベストメント株式会社代表取締役社長（現任）
2006年7月 東和アミューズメント株式会社 取締役
2009年6月 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長（現任）
2010年7月 東和産業株式会社代表取締役社長（現任）
2016年7月 当社取締役
2018年7月 当社代表取締役社長
2019年5月 当社代表取締役社長CEO（現任）

■取締役候補者とした理由

岸野誠人氏は、取締役就任以降、収益性の向上や合理化を図る上のDX推進にリーダーシップを発揮し、2018年7月からは代表取締役として経営全般の指揮をとり、豊富な知識と経験を有しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

2

菅 野 政 彦

(1958年1月6日生)

所有する当社の株式数
16,000株

再 任

在任年数 19年

取締役会出席回数
13回 / 13回

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年7月 当社取締役総務・人事グループ担当
2004年7月 当社取締役執行役員 営業本部副本部長
2006年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部副本部長
2008年6月 当社営業本部長 安全安心推進室担当（現任）
2009年11月 当社取締役専務執行役員
2017年5月 当社成果推進本部長（現任）
2018年2月 当社代表取締役
2020年7月 当社代表取締役副社長（現任）

■取締役候補者とした理由

菅野政彦氏は、1988年の入社以来営業責任者として貢献しており、取締役就任以降も収益性ならびにQSCの向上に努めながら組織運営に能力を発揮しております。当社の企業価値向上と持続的成長のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番 号

3

お がわ かず お
小 川 一 夫
(1950年9月18日生)

所有する当社の株式数
4,000株

社 外 ・ 再 任

在任年数 9年

取締役会出席回数
13回 / 13回

・ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
1995年5月 同 法人シニア・パートナー（代表社員）就任
2010年6月 同 法人退所
2010年7月 小川会計事務所代表（現任）
2011年4月 株式会社松岡社外監査役（現任）
2012年7月 当社取締役（現任）
2020年3月 竹本容器株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

■社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

小川一夫氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として長年培ってきた豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に会計、財務について専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督、助言を頂く事を期待したためであります。なお同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、社外取締役として客観的・中立的な立場で経営に関与して頂く予定です。

候補者
番 号

4

は せ がわ けん じ
長 谷 川 研 二
(1975年3月26日生)

所有する当社の株式数
700株

再 任

在任年数 1年

取締役会出席回数
9回 / 9回

・ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1998年4月 東和産業株式会社入社
2012年4月 当社へ転籍
2014年4月 当社総務人事グループ部長
2015年11月 当社執行役員
2018年2月 当社常務執行役員管理本部部長
2018年12月 当社IR・PR推進室ゼネラルマネージャー（現任）
2020年7月 当社取締役執行役員管理本部部長（現任）

■取締役候補者とした理由

長谷川研二氏は、管理本部部長として当社の戦略にあわせた人材の採用や総務・法務・ISO推進等、管理体制の強化に努めてまいりました。またステークホルダーに対するIR・PR活動を統括しております。同氏を適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小川一夫氏は社外取締役候補者であります。当社は小川氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き小川氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役に応任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険契約の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役土居清和氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ねもと ゆう や
根 本 勇 也

(1976年10月29日生)

所有する当社の株式数

2,000株

新任

・ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1999年4月 東和産業株式会社フードサービス事業部（現 当社）入社
2002年4月 当社カフェコナツツ聖蹟桜ヶ丘店店長
2009年12月 当社営業本部インストラクター
2013年5月 当社椿屋カフェ横浜店店長
2018年4月 当社監査室チームリーダー（現任）

■ 監査役候補者とした理由

根本勇也氏につきましては、当社店舗での店長経験ならびに本部スタッフとしての管理指導経験が豊富であるほか、現在まで、専門的な知識や経験を活かし業務監査のリーダーの任を果たしております。今後も当社の運営全般に対する監督やチェック機能を果たしていただくためであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 根本勇也氏は常勤監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。候補者が監査役に選任され就任した場合には、D&O保険契約の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2020年 5 月 1 日)
(至 2021年 4 月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2021年4月期の業績は、売上高は70億29百万円（前年同期比68.7%）、営業損失は11億34百万円（前期営業利益は1億12百万円）、経常損失は2億47百万円（前期経常利益は1億66百万円）となり、当期純損失は61百万円（前期当期純損失は23百万円）となりました。また期末総店舗数は116店舗（新規創店3店舗、閉店3店舗）で増減はありません。経常損失ならびに当期純損失には、主に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う助成金収入および協力金収入8億60百万円、減損損失1億46百万円を含んでおります。

新型コロナウイルス感染拡大による影響から感染予防対策に重点をおいた営業を進めておりましたが、政府や自治体からの要請による休業や時短営業協力により厳しい状態が続きました。数多くの制限がある中での運営でしたが、ご来店頂くお客様へは脱日常を提供するサービスを心掛け、営業時間短縮にあわせた労働時間管理や家賃減額交渉、日常的な経費や契約内容の見直しによるコスト抑制も重点的に取り組む課題と捉え進めてまいりました。誠に不本意ではありますが、不採算店舗の退店もコスト削減策として実施しております。

営業面では、累計で3,532日間の休業（全営業日数の8.3%）に加え、89店舗214日間の時短営業を強いられました。当社の出店戦略上、都心の駅前立地が多く存在するため、政府や自治体の要請によりテレワークに移行した会社員のご利用や商談機会減少に加え、ショッピング目的で外出される主婦層の減少が大きな打撃となりました。アフターコロナでもこの状況は戻らないことが予想されることから、物販・EC事業部を創設、「おうちでレストラン」をテーマにテイクアウト専用ながらもクオリティの高い商品開発を推進し、テイクアウトやデリバリーへと販路の拡大を進めてまいりました。

完全自社製造にこだわる当社カミサリー、コンフェクショナリーならびにロースターでは新型コロナウイルス感染防止対策による休業等で稼働率が著しく低下する事も懸念されたため、これらのセントラルキッチンの稼働率向上も目的の一つとして、2020年8月には調布パルコ店催事場出店をスタートさせ、ダッキーダックの戦略商品であるケーキや冷凍グルメ食品を中心に販売しております。2021年4月期は延べ24ヶ所で232日間の催事出店を展開し、催事総売上は35百万円となりました。外出自粛に伴い落ちこんだ店舗売上の補完となっているほか、

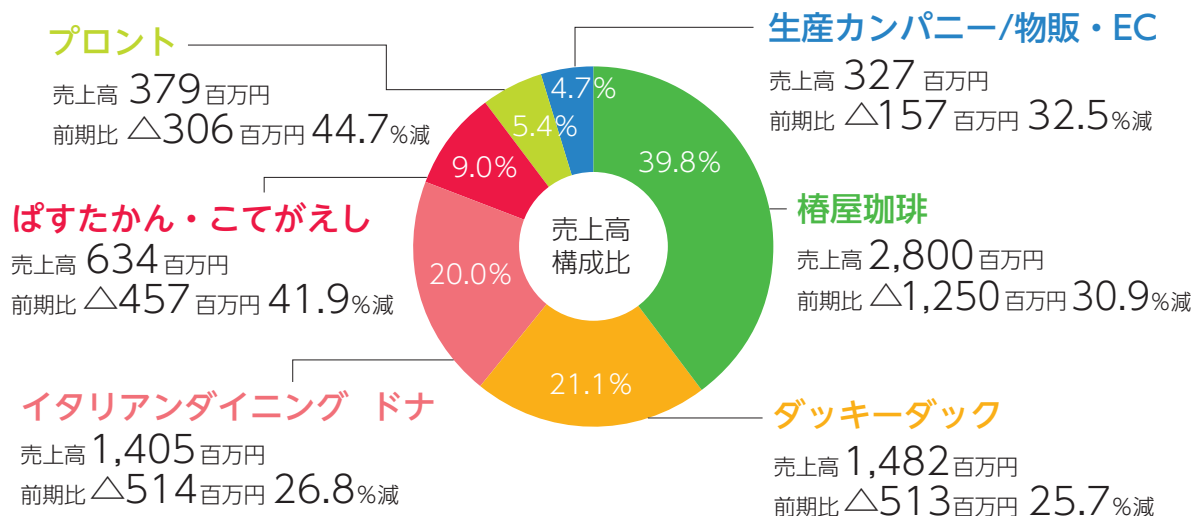
これまで出店出来ていないエリアへも積極的に展開できたことで、新たなファン層の獲得にも繋がっております。

新たな収益化のモデルとして、同一ショッピングセンター内にイートインと食物販を展開し、利益率の向上と業務効率化を進めております。2021年4月期はグランデュオ立川店に出店しているダッキーダックケーキスタジオで製造された作り立てケーキを食物販フロアの「ケーキ・洋菓子 椿屋珈琲」にて販売しております。

自社ECサイト「椿屋珈琲オンラインショップ」におきましても販売可能な冷凍ケーキをはじめ、グルメ食品から贈答用の珈琲詰め合わせ等、幅広く展開しております。EC事業全体では前年同期比111.8%と伸びを示しております。今後も物販・EC事業を強化することで新たなファン層の獲得に努めてまいります。

「先を見据えて 今を生きる」という社是、「味覚とサービスを通して都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」という経営理念に基づき、全従業員が外食にたずさわる上で誇りを持ち、来店されるお客様への感謝を忘れずに「あったら楽しい・手の届く贅沢」の提供が出来るよう日々精進してまいります。

部門別売上実績



区 分		第21期 (2020年4月期)	構成比	第22期 (2021年4月期)	構成比	前期比
		千円	%	千円	%	%
	樗 屋 珈 琲	4,051,609	39.6	2,800,651	39.8	69.1
	ダ ッ キ ー ダ ッ ク	1,995,900	19.5	1,482,241	21.1	74.3
カ フ ェ カ ン パ ニ ー		6,047,510	59.1	4,282,892	60.9	70.8
	イ タ リ ア ン ダ イ ニ ン グ ド ナ	1,919,137	18.8	1,405,005	20.0	73.2
	ぱ す た か ん ・ こ て が え し	1,091,889	10.7	634,770	9.0	58.1
	プ ロ ン ト	686,061	6.7	379,608	5.4	55.3
ダ イ ニ ン グ カ ン パ ニ ー		3,697,087	36.2	2,419,383	34.4	65.4
生 産 カ ン パ ニ ー / 物 販 ・ E C		485,511	4.7	327,705	4.7	67.5
合 計		10,230,110	100.0	7,029,981	100.0	68.7

部門別の概況につきましては、以下のとおりです。

椿屋珈琲グループ（期末店舗数48店舗 1店舗増加）

椿屋珈琲グループの売上高は28億円（前期比69.1%）となりました。

2020年9月「椿屋珈琲」柏高島屋店、2021年4月物販専門店となる「ケーキ・洋菓子 椿屋珈琲」グランデュオ立川店を新規創店し、一方で椿屋カフェミーツ国分寺店を退店いたしました。またテイクアウト強化策として椿屋カフェイオンレイクタウン店、椿屋カフェららぽーと横浜店の改装を行いました。2021年4月には椿屋珈琲が創業25周年を迎えました。2022年4月期は年間を通して周年イベントを展開してまいります。新たな商品開発では自社焙煎豆のクオリティを高めることに注力し、高品質なスペシャルティコーヒーをブレンドした新商品開発に加え、欠点豆を除去する工程をアウトソーシングすることでトータルコストの抑制も進めております。



ダッキーダックグループ（期末店舗数20店舗 増減なし）

ダッキーダックグループの売上高は14億82百万円（前期比74.3%）となりました。

2020年6月ダッキーダックコースカベイサイドストアーズ店を新規創店し、一方でダッキーダック新宿店を退店いたしました。戦略商品のケーキでは「あまおうのズコット」が大人気商品となったことに加え、ひな祭りや母の日など、イベントでのケーキ需要の高まりに対応した商品開発が売り上げを下支えしております。

イタリアンダイニング ドナグループ（期末店舗数27店舗 増減なし）

イタリアンダイニングドナグループの売上高は14億5百万円（前期比73.2%）となりました。

お酒を楽しめるイタリアンダイニングとして、健康志向をテーマに自社製の生パスタとピッツァを中心に、1名様からグループまで、リーズナブルな価格でお楽しみいただけます。新規創店および退店はございません。

ぱすたかん・こてがえしグループ（期末店舗数14店舗 増減なし）

ぱすたかん・こてがえしグループの売上高は6億34百万円（前期比58.1%）となりました。

厳選された旬の食材を使用したお好み焼き、お肉を中心としたステーキメニューなど、お酒とともにハレの日にもご利用いただけるダイニングレストランを展開しております。

新規創店および退店はございません。

プロント（期末店舗数7店舗 1店舗減少）

プロントの売上高は3億79百万円（前期比55.3%）となりました。

当社がフランチャイジーとして運営するプロントでは、朝から昼はカフェとしてコーヒー・トースト・マフィンやランチパスタを、夜はバーとしてシンプルかつ美味しいフードと共にビールやハイボールをはじめとしたお酒を気軽にお楽しみ頂けます。プロントイルバー新橋烏森口店を退店いたしました。

生産カンパニー/物販・E C

生産カンパニー/物販・E Cの売上高は3億27百万円（前期比67.5%）となりました。

戸塚カミサリーで製造し、大手外食企業へ販売しているパスタソース類の販売は新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響を受け苦戦する結果となりました。しかしE Cサイト、催事、工場直売で販売可能な商品ラインアップの拡充と新商品開発を継続しており、今後の物販拡大へ向けて明るい材料を得ることも出来ております。



【重点取組】

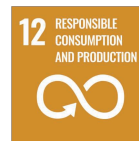
コロナ禍により外出を控え我慢が続く現状から、ご来店頂いたお客様には脱日常の空間の中で最高のおもてなしを心掛けております。新型コロナウイルス感染防止対策を施しながら制約ある中での営業でしたが、ミステリーショッパーによるサービス覆面調査「サービス・オブ・ザ・イヤー2021」におきまして「椿屋珈琲神楽坂茶房」がテーブルレストラン部門最高順位となる大賞を受賞、椿屋珈琲グループ全体も総じて高い評価を頂くことが出来ました。

営業時間の制約を受ける中、内食需要に対応するために催事場への出店と自社ECサイトで販売可能なグルメ食品の開発に注力いたしました。催事販売ではシュークリームやシフォンケーキといったリーズナブルな商品に加え「あまおう」などの季節のフルーツを贅沢に使用したズコットが巣ごもり需要も追い風となり大ヒット商品となりました。

また、電子レンジで温めるだけの「グラタン」「椿屋カレー」「牛タンシチュー」といったグルメ食品、簡単調理の Pasta セット等も好評です。

SDGsの取り組みとして、前期同様に食品リサイクルの分野で着手しております。当社工場で発生する生麺の端材を「横濱ビーフ」（株式会社小野ファーム様）の飼料として提供しております。当期はコロナ禍の為に目標に届きませんでしたが、年間6トンの廃棄物削減に加え、廃棄物処理費用の削減にもつながっております。日本SDGs協会からの事業認定を受けております。また前期に続き、コロナ禍で尽力されているエッセンシャルワーカー向けの支援として当社製品を寄贈させて頂いております。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**



東和フードサービス株式会社は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



(2) 対処すべき課題

外食業界は新型コロナウイルス感染症拡大による政府や自治体からの度重なる休業や営業時間の短縮、酒類提供の制限等の要請を受け、店内飲食を主とする業態は多大な影響を受けております。ワクチン接種の普及による経済回復も期待されますが、変異型ウイルスの蔓延等により、観光需要やインバウンドを喚起する渡航制限の緩和は見通せず、コロナ収束後も、消費の長期低迷、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進行やテレワーク等による生活様式の変化によって外出・外食機会の低下が見込まれることから、先行き不透明な状況が続くことが予想されます。このような環境下、当社では主軸の椿屋珈琲を喫茶事業の中核に据え、さらなるブランド認知の向上と厳選したエリアへの新規出店に努めるほか、自社工場（セントラルキッチン）やケーキ工房（コンフェクショナリー）、珈琲焙煎工場（ロースター）の生産拠点を活用し、メニュー・商品力の強化を図り、既存業態のブラッシュアップを推し進めて参ります。

従業員とお客様の安全と健康を第一に、「味覚とサービスを通して、都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」という経営理念に基づき、東京圏ベストロケーション・多業態展開の「総合力」を活かし、変化に迅速に対応いたします。

① メニュー + 物販商品の強化

今年25周年を迎えた「椿屋珈琲」で使用する珈琲豆は国際評価基準を満たす「スペシャルティコーヒー」に切り替え、より風味が豊かでクリアな味を楽しめる品質に改良いたしました。またセントラルキッチンで製造される生パスタ（無添加）やパスタソースの品質改良も行い、椿屋珈琲・ダッキーダック・ドナのメニューでは、自社製加工食材の構成比率を高めて効率性・収益性の改善に努めます。また高まる内食需要に対応すべく、昨年来より自社製造の物販商品のラインアップを拡充してまいりました。今後も椿屋珈琲ブランドのレトルトカレーやアイスコーヒーの展開等、家庭用・贈答用商品の開発を継続し、インターネットサイトでの販売を含む、店舗内外での販売強化に努めてまいります。

テイクアウトにおいては、自社製のケーキが好調です。コンフェクショナリー製造による人気商品の全店展開に加え、ダッキーダックでは店内でケーキを製造する「スタジオ店舗」の改装を実施し、作り立ての生ケーキを系列店にルート配送することによって食事とのセットメニューの販売を強化すると同時に、きめ細かな生産管理と食品ロスの低減を実現させます。今年4月にオープンした物販専門店の「ケーキ・洋菓子 椿屋珈琲」では、同一施設内のダッキーダックで製造した作り立てケーキを販売し、総合力を生かした新たな業態展開を図っています。引き続き、同業他社への一次加工食材の製造販売やネットスーパー等への家庭調理用ミールキットの研究開発、販路開拓を推進し、店内売上の補完に努めて参ります。

② 路面立地・業態開発

インターネット販売のさらなる普及により、商業施設の収益構造は不動産収益への依存度を高め、更新のできない定期借家賃貸借契約による収益店の退店は高リスクです。一方、コロナ禍で多大な影響を受ける居酒屋を中心とした飲食店の退店が続く都心部においては、好立地への出店機会と捉え、経済条件を慎重に吟味した上で、コロナ収束後の先行投資として出店を行ってまいります。

また在宅勤務やテレワークを背景とした職住近接の需要から臨都心への「郊外シフト」はコロナ収束後も一定程度が見込まれることから、出店エリアは東京圏に限定しつつも、立地は都心に偏ることなく、商業と居住人口とのバランス、規模を厳選し、物販との親和性も高い繁華性のある路面立地（または大型商業施設の路面階、食物販フロア、駅ビルの改札デッキ階など）への店舗展開を目指します。また合わせてケーキを主体としたテイクアウトに強いイートイン店舗への改装や業態転換、新規の業態開発を行います。

③ 財務基盤の強化・生産性向上

外出自粛、休業要請、営業時間の短縮要請等による多大な損失から資本の毀損リスクを回避するため、資産を流動性の高いキャッシュに集約し、銀行借入枠の拡大や政府系金融機関の実質無利子・無担保融資等を活用し、景気の長期低迷に耐えうる十分な手元資金を確保します。

また消費の長期低迷、デフレ経済の進行が予測されることから、収益回復の見込みが厳しい不採算店舗を整理し、収益性の改善に努めてまいります。

営業部門は同一地区内の一体運営化（マルチタスク）を推進し、人員数の適正化と繁忙時における流動的な人員配置によって生産性を向上させます。またホールでのサービス業務やキッチンでの調理業務の標準化を推進し、携帯端末で確認のできる電子マニュアルを整備することで、必要な知識・スキルを効率的に習得する環境整備に努めてまいります。

生産部門はコストセンターとして、機械化による生産性向上投資を継続して行うと同時に、協力業者との連携により、食材の物流・保管コストを低減します。

管理部門は、各担当の職務分掌を明確化し合理化を推進すると同時に、デジタルトランスフォーメーションの流れに沿って、事務効率化のシステム投資を順次行い、決裁業務の電子化、ペーパーレス・脱ハンコ化、テレビ会議、リモート研修等の実施により、事務作業の圧縮を図り、総人件費における間接人件比率の圧縮を図ります。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、1億34百万円（敷金および保証金を含む）であります。

その主なものは、当事業年度における3店舗の新規出店、及び改装3店舗であります。これらの設備投資資金は、全て自己資金によって賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項（2021年4月30日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	岸 野 誠 人	誠香インベストメント株式会社代表取締役社長 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長 東和産業株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	菅 野 政 彦	成果推進本部長・安全安心推進室担当
取 締 役	小 川 一 夫	小川会計事務所代表・株式会社松岡社外監査役 竹本容器株式会社社外取締役（監査等委員）
取 締 役	長谷川 研 二	管理本部長 / I R ・ P R 推進室ゼネラルマネージャー
常 勤 監 査 役	土 居 清 和	
監 査 役	二 宮 類四郎	
監 査 役	興 石 正 博	

- (注) 1. 取締役小川一夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。尚、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役土居清和氏、二宮類四郎氏、興石正博氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役土居清和氏は金融機関での長年の業務経験とこれまで培ってきた監査に関する専門的な知識や実務経験を有しており、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
4. 監査役二宮類四郎氏は金融機関での長年の業務経験から専門的な知識及び実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。尚、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役興石正博氏は過去に経理業務を長年に亘り担当していたことがあり、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。尚、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は被保険者である対象者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	35,550千円 (5,850千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	9,630千円 (8,820千円)
合 計	8名	45,180千円

(注) 1.期末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。

2.上表には2020年7月30日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

3.株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。

取締役 月額 10,000千円以内、監査役 月額 3,000千円以内

(取締役：2002年7月26日定時株主総会決議)

(監査役：2018年7月31日定時株主総会決議)

当該株主総会終結時点の取締役員数は4名（うち社外取締役は1名）、監査役員数は3名です。

4.役員報酬等の内容の決定に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2020年7月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その内容の概要につきましては以下の（イ）に記載の通りです。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は金銭による固定報酬としており、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としております。業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はございません。

(ウ) 個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針および委任の内容

業績貢献度、業績向上に向けた各個人の機能、企業価値向上への貢献度、経営環境等を考慮の上、社外取締役の意見も考慮した上で代表取締役社長C E Oである岸野誠人が決定しております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当の評価を行うには代表取締役社長C E Oが最も適していると取締役会が判断しているためです。

(エ) 監査役の個人別の報酬等の額または算定方法に関する方針およびその内容の概要

当社の監査役の報酬は金銭による固定報酬としております。株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況、取締役報酬の内容および水準等を考慮し、監査役の協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

取締役小川一夫氏は、小川会計事務所代表および株式会社松岡、竹本容器株式会社において社外役員を兼任しておりますが、当社との間にはいずれも特別な取引関係はありません。公認会計士として長年培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・機能を果たしております。当事業年度においては、取締役会13回全てに出席し、議案審議等に適宜質問し意見を述べております。また店舗の定点観測を行い、経営会議議案に対し必要な発言を行っております。

監査役土居清和氏は、当事業年度開催の取締役会13回全ておよび当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役二宮類四郎氏は、当事業年度開催の取締役会13回全ておよび当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役輿石正博氏は、監査役就任後開催の取締役会9回全ておよび監査役会9回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により社外役員との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当社が社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	14,868千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,868千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査計画・監査の遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性について比較検討した結果、「適正な監査の確保」の視点から、合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,114,097	流 動 負 債	989,301
現 金 及 び 預 金	2,075,033	買 入 掛 金	172,713
売 掛 金	101,057	一 時 借 入	5,053
S C 預 け 金	157,693	未 払 金	300,569
商 品 及 び 製 品	33,373	未 払 賞 与	84,797
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	100,533	未 払 費 用	66,089
前 払 費 用	114,210	未 払 法 人 税 等	28,004
未 収 入 金	529,037	未 払 消 費 税	230,222
そ の 他	3,484	前 預 受 金	15
貸 倒 引 当 金	△326	資 産 除 去 債 務	9,552
		前 受 収 益	89,832
			2,449
固 定 資 産	4,000,467	固 定 負 債	1,088,557
有 形 固 定 資 産	1,803,779	長 期 借 入 金	600,000
建 物	917,093	一 時 借 入	4,298
機 械 及 び 装 置	123,505	退 職 給 付 引 当 金	352,131
工 具、器 具 及 び 備 品	224,024	資 産 除 去 債 務	111,143
土 地	530,000	長 期 預 り 金	1,500
リ ー ス 資 産	8,352	長 期 預 り 敷 金	19,484
建 設 仮 勘 定	803		
無 形 固 定 資 産	22,719	負 債 合 計	2,077,858
ソ フ ト ウ ェ ア	12,775		
電 話 加 入 権	9,944	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,173,968	株 主 資 本	5,028,604
投 資 有 価 証 券	33,765	資 本 金	50,000
出 資 金	320	資 本 剰 余 金	1,306,350
長 期 前 払 費 用	10,927	資 本 準 備 金	683,009
繰 延 税 金 資 産	281,121	そ の 他 資 本 剰 余 金	623,341
差 入 保 証 金	366,499	利 益 剰 余 金	3,772,897
敷 金	1,480,933	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,772,897
そ の 他	400	別 途 積 立 金	3,680,000
資 産 合 計	7,114,565	繰 越 利 益 剰 余 金	92,897
		自 己 株 式	△100,642
		評 価・換 算 差 額 等	8,102
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,102
		純 資 産 合 計	5,036,706
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	7,114,565

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年 5 月 1 日)
(至 2021年 4 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,029,981
売上原価	2,100,237
売上総利益	4,929,744
販売費及び一般管理費	6,064,511
営業損失 (△)	△1,134,767
受取利息	1
受取配当金	578
受取家賃	25,029
受取収入	3,307
受取他収入	860,707
受取費用	5,024
営業外費用	
支払利息	3,001
支払賃料	1,995
支払の他	2,087
経常損失 (△)	△247,202
特別利益	
固定資産売却益	350,082
特別損失	
固定資産除却損	4,638
店舗閉鎖損	5,920
減損損失	146,327
税引前当期純損失 (△)	△54,007
法人税、住民税及び事業税	39,194
法人税等調整額	△32,099
当期純損失 (△)	△61,102

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月21日

東和フードサービス株式会社

取締役会 御 中

東光監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 昌 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 安 彦 潤 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和フードサービス株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2021年6月21日開催の取締役会において、賃貸人都合による店舗の普通建物賃貸借契約の解除に合意することを決議し、この契約の解除により、翌事業年度において受取補償金を特別利益計上する見込みとなっている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年5月1日から2021年4月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査の結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、重点監査項目として、リスク管理の整備運用状況、コロナ禍が事業活動に与える影響等を設定いたしました。各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、テレビ会議システム、社内情報システムを経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門（監査室）その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項、及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年6月25日

東和フードサービス株式会社 監査役会

常勤監査役 土 居 清 和 ㊞

監査役 二 宮 類 四 郎 ㊞

監査役 奥 石 正 博 ㊞

(注) 常勤監査役土居清和、監査役二宮類四郎、監査役奥石正博は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

ホテル ルポール麹町 (麹町会館) 2階「ロイヤルクリスタル」

電話 東京 (03) 3265-5365



交通のご案内

- 地下鉄有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分
- 地下鉄半蔵門線・有楽町線「永田町駅」5番出口より徒歩5分
- 地下鉄南北線「永田町駅」9b番出口より徒歩5分